

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和6年5月7日（火曜日）
開会 午前 9時57分
閉会 午前11時28分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山 田 雅 徳	副委員長	岡 崎 亨 一
	委 員	森 安 健 一	委 員	三 宅 啓 介
"	高 谷 幸 男		"	津 神 謙 太 郎
"	山 口 久 子		"	剣 持 堅 吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主任	東 宗 利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	人口増推進室長	目 黒 由 基
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
市民生活部長	平 田 壮 太 郎	人権・まちづくり課長	倉 本 伸 一
交通政策課長	渡 邊 康 広	交通政策課主幹	林 輝 昭

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

（1）地域コミュニティの活性化について

報告事項

（1）空き家対策について

（2）地域公共交通について

7 調査及び報告の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前9時57分

○委員長（山田雅徳君） ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

調査事項の1、地域コミュニティの活性化についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 資料の1ページをお開きください。

調査事項(1)地域コミュニティの活性化について説明いたします。

1、地域コミュニティの現状と課題。(1)地域コミュニティの現状ということで、そこに3点挙げております。これにつきましては、令和3年10月25日の総務省自治行政局の市町村課作成の資料となっております。この資料の名前が、自治会・町内会の活動の持続可能性について、こちらの章の中で示されているものです。

それによりますと、1点目として、地域コミュニティにおいては、自治会等は実態上中心的な存在であり、市区町村が地域コミュニティに関する施策を展開する際、自治会等を通じて実施している場合が多いとされています。

2点目、防災・地域福祉等の分野におきまして市区町村は地域コミュニティにおけるさらなる活動を期待しており、その一方で児童虐待、孤立死といった家庭単位での解決が困難な課題の増加や、短時間の強雨等の災害リスクの高まりによりまして対応がより困難になっている。

3点目、単身世帯、女性・高齢者雇用の増加などライフスタイルの変化や、自治会等の活動や運営方法が現代にそぐわない場合などを背景にして、加入率の低下、担い手不足が深刻化している。

この3点が現状とされているところでございます。

続きまして、(2)自治組織の加入率。では、加入率について総社市についてどうなのかということでなんですが、総社市に届出のある組織は二通りございます。地縁法人としての自治組織、これは地方自治法によりまして手続が必要なため、実態数が把握可能となっております。その一方で、それ以外の町内会につきましては届出義務がございませんので、正確な率は不明となっております。その前提の上で市が把握しているざっくりとした数字についてお示ししておりますが、住民票の世帯数2万9,663世帯に対しまして、届出のあった自治組織の世帯数は1万8,372になっておりまして、割合として約62%となっているところでございます。

続きまして、地域コミュニティの課題はどうかということで、(3)の表を御覧ください。

これにつきましては、令和4年4月、地域コミュニティに関する研究会報告書の中のデータとなります。これによりますと、自治会からは役員や運営の担い手が不足している、役員が高齢化している、近所付き合いが薄れてきている、加入率が低下している、行政からの依頼事項が多いという声が多く挙がっているようになっております。これらにつきましては、ライフスタイルの変化、核

家族化や共働きの増加、またアパート、マンションの増加などの様々な要因が考えられているところでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

2、課題解決に向けた取組。これらの現状や課題を踏まえまして総社市が行っている取組について説明いたします。

まず、(1)加入促進について。転入者へのチラシの配付。このようなチラシです、町内会がどのような活動を行っているか記載しました加入を促すチラシのほうを市民課窓口での転入手続の際に転入される方にお渡ししているところでございます。

それから、(2)地域コミュニティの活性化につなげる取組といたしまして、総社市地域づくり自由枠交付金がございます。これは平成27年度から市内17地区の地域づくり協議会に対して交付しているものでございまして、地域自らがその使途を話合いで決定し活用することができるものでございます。

それから、視察研修、これは隔年で実施しておりますが、総社市コミュニティ地域づくり協議会が実施するもので、課題解決のため先進事例を学んでいるところでございます。

それから、毎年テーマを変えて総社市コミュニティ地域づくり協議会で実施している地域づくり研修会や、みらいマップ、これは令和4年度から始めているところでございます。地域の現状等目指すべき未来を共有するため策定しようとするものでございます。各地域づくり協議会と総社市とが協働し、全世代みんなの会議の中でみらいマップ策定に取り組んでおりまして、今年度中には幾つかの協議会におきまして策定予定となっております。

続きまして、実践報告会。これは令和5年度から始めているところでございます。これは、各地域づくり協議会のほうで自分たちの取組事例を発表しまして、意見交換を行うものとして学びの場となっているところでございます。

それから、note。これも令和5年度から始めているところでございます。市の公式LINEなどSNSによりまして、各地域の取組や魅力を発信しているところでございます。現在7地区において実施しております、直近では阿曽地区のふれあいとんど祭り2024開催の話題が5月2日に配信されたところでございます。

それから、コミュニティ助成事業助成金、自治総合センターによるものでございます。これは、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているものでございます。地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることによりまして、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与しようとするものでございまして、これを各自治組織のほうに案内しているところでございます。

続きまして、(3)運営支援につきましては、町内会等ハンドブックの配布を行っております。このようなハンドブックです、ページ数が47ページございますが、こういったハンドブックを令和4年12月に作成しております。これは町内会を運営する上での考え方やヒントをまとめたものでござ

いまして、各地域づくり協議会や町内会等に配布しております。役員を円満に交代するには、役員不足で困っている、どうしたらいいか、町内会等の加入促進などについて記載しております、町内会への理解を深め、町内会を運営する一助となればと考えておるところでございます。

これらの支援、取組を行いまして、今後も引き続き地域と協力して地域づくりに努めていきたいと考えています。

説明は以上です。

○委員長（山田雅徳君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） おはようございます。

こちらの町内会・自治会に入りましょうというチラシの中で、町内会によっては町内会に入らずに、いろんな問題があるんですけど、ごみステーションを町内会に入っていない方が使われるとか、あとお祭りとかそういったイベントごとに町内会がやっている部分で、入ってない方が、そりやもう町内会が判断するしか方法はないんですけども、ただ今一番問題なのがごみステーション、うちの近くも総社市の袋に入れずに普通のスーパーの袋に入れたまま捨てている方が、どの人かというのは分からないですけど、そういった捨て方をしているんで、そういった場合は罰則とか。なかなか本人というか、その場で見ないと分からないんですけど、大概夜中に捨てられるとか、そういうのがあるんですけど、そういう罰則等々というのは行われていいものでしょうか、もしその地域の方が見つけたときに。

要するにごみステーション、自治会費を出してごみステーションに加入等の運営をしているんですけども、そういう方に対しての、入ってない方がごみステーションを利用しているということに関しての罰則等々について、そのときに注意すればいいことであるのか、そういうときにこうしたほうがいいですよというのもし分かれば。僕も警察でも何でもないんで分かんないですけど、そういう問題が多く今うちの地域でも発生しているんで、その辺教えていただけたらなど、答えられる範囲でいいです。お願ひします。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 地域におきましてごみステーションへの適切なごみの捨て方じゃない方についての対応ということでございますが、確かに地域におきましてそういった事例があるということはお聞きしております。それはやっぱり正直難しいところではあると思います。地域によっては町内会以外の方のごみを捨てることを禁止するところも中にはあったり、罰則とまでは言わないんですけど、そういったことを見つけた場合にはちゃんとその方について指導するといった方法を取られていると思います。ただ、一概に罰則をしてもいいかどうかということにつきましては私どもも分かりかねますので、御了承願います。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） なかなか難しい事案ですけど、地域によっては袋に名前を書いて出されるところもあるんで、その辺は僕らもパトロールしながら見ていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君） お答えよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） じゃあ、私から。

今回、こういった形で地域コミュニティの現状と課題ということで所管事務調査をさせていただきました。というのも、今私たち議会側では小学校区ごとに地域づくり協議会の皆さんとの意見交換会というのをさせていただいてます。その中でほとんどの地域から話題に挙がっているのが、この町内会の加入であるとか担い手不足というのが共通してある課題でありまして、いわゆる過疎地だけの問題なのかと思いきや、これはもう中心市街地でも、どちらかというと中心市街地のほうが町内会加入というのが問題であるように私は受け止めておるところなんですけども、前回の議会でも7万500人を目指すという人口増パッケージ、今推進をされておりますけども、地域の方の声を聞くと、人を受け入れるというそういったのはいいんだけども、いわゆる地域の受皿に対するケアというのが非常に少ないんじゃないかというのを、直接そういったお声も聞いておりまして、そういったところから今回こういった形で調査を挙げさせていただいております。

また、自治組織の加入率ということで、先ほど約62%と推測されるということでありましたが、まずこの差を埋めるべきなのか、それは市役所側としては特にタッチしようとは思っていないのか、まずこの自治会の加入率、これについての受け止めをお聞かせいただきたいと思います。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 山田委員長の御質問にお答えいたします。

地域の受皿になるケアのほうが少ないというお声があったということでございます。市といたしましても町内会の加入率につきましては、やはり町内会というのは先ほど申しましたように地域を組織する一番の基礎であると考えておりますので、加入率については注視しているところでございます。直接的には先ほど言いましたようにチラシであるとかハンドブックの配付というところもございますが、先ほどの取組です、みらいマップの作成でありますとかnoteを活用しまして、地域の方、いろんな世代の方が集まることによりまして、後継者不足でありますとか地域のつながりの希薄化ということが解消されるのではないかと考えているところでございますので、今市が行っている取組によりまして加入率の一助になっているんじゃないかと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） じゃあもう一度、改めて。

お答えをいただきました。ある地域づくり協議会の中で出た意見としては、もう実際にその役員としてはほとんど新しく入ってこられる方が町内会に加入してくれないと。私もアパートやマンション系の方だとそれはちょっと厳しいかなと思ったんですけども、ほとんど戸建ての方、戸建てで新規にその地域に住まれている方がほとんど加入してくれないとという地域もありました。そこで出た意見としては、もう市が条例をつくって強制的に自治組織に入ってくれというそういう条例をつくってくれという、そこまで強いものをしないともう私たちの地域はどうにもならないと、未来が描けないんだというそういった声もお聞きしております。それぐらい地域の将来としては切迫したものがあるのかなと感じているところなんですけども。

今課題解決に向けた取組ということで資料を出していただいておりますが、今いらっしゃる、今住んでいるコミュニティをどう活性化していくかということについては、今ある取組でカバーできるのかなと思うんですけども、新たに人をコミュニティに入れるということに関しては今のところ私の受け止めとしては加入促進のチラシ配布ぐらいしかないのかなというふうに受け止めてしまうんですけど、今出している中で、新規加入に特化した取組というものはどれにつながるのかというのを教えてください。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 山田委員長の御質問でございます。

加入率促進に特化した取組ということでございますが、ここに示させていただきましたものでございますと、直接的に働きかけているものにつきましては先ほどのチラシかなというふうに思います。それ以外のところにつきましては直接的ではなくて間接的な取組です、地域の魅力化であったり情報発信であったりといった取組になっておりますので、直接的なものにつきましてはチラシというふうになると思います。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありますか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） この問題については先ほど委員長からお話をありましたように、各地区へ行って大変困難な問題でこれからどうやっていくかという非常に大きな課題であろうと思います。以前私が一般質問でこのことについてどうでしようかということを市長にお尋ねしたら、なかなか難しいんだということで、その後あまりいい返事がなかったような記憶がございます。今、ここに示されておりますのに、みらいマップであるとか実践報告会、ある程度いろいろやられておるとは思いますけども、これはあくまでも、会議も含めてですが、実組織、町内会へ入っておる方へのお話が多いんではないかと思うんです。そうすると、転入の方に対してはこのチラシを配るというふうになるかも分かりませんが、未加入の方が3分の1いらっしゃるわけですから、その方については今後どういうふうな格好で加入促進を図っていくのか、特に何か考え方があればお教えいただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 高谷委員からの加入率促進に向けた取組についてでございます。

市におきましても先ほどのチラシのような取組をしてるところでございますが、あと町内会におきましてもやっぱり加入に向けた取組のほうはぜひ行っていただきたいと思ってるところでございます。町内会に入っていただくことで地域で作成する情報とかチラシの回覧であったりとか、身近なイベントの参加、生活情報が入手できること、また道路や用水路、防犯灯などの改善など、地域で行うことについての生活安全確保についてすることができますので、そういう町内会に入っていただくことのメリットにつきましても町内会のほうで適切に残していただきまして、加入促進につなげていただければと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） なかなか町内会へ入っておられても高齢化によって退会される、あるいは役が回ってくるからしたくない、そういうふうな状況もあると思いまして、私の地元でも町内会がなくなったところがあるわけです。そういうところの防犯灯の電気代はじゃあ誰が負担するんだという問題が出てきます。それから、我々のところが約320戸の戸数があるわけすけども、本体の溝口区というのが実際123戸しか入っておりません。300を超える戸数がありながら、入っていない。それにはいろんな理由があるわけです。新しく開発されたミニ開発のところは、スカイタウンであるとかホームタウンであるとか、あるいは新しい町内会をつくって溝口区から出ておられるというふうになると、一つの区とすれば3分の1ぐらいになってしまったというのが状況です。そうすると、そのお金についてはどうするのかという問題があります。我々のところは非常に悪いことに、ごみと町内会が別個なんです。新しく開発されたらそこへごみの集積所を作らないと収集はしていただけない。これは毎日の問題ですからということがあるわけですけども、この未加入のところについて今お示しされておるものについてどの程度配付され、周知徹底を図って一つの区へ入っていただきたいというふうなお話をされておるのかされてないのか、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 高谷委員の再度の御質問でございます。

町内会への加入促進につきましては、市におきましては先ほど申しましたように転入の際に市民課の窓口のほうでチラシの配付のほうをさせていただいております。それ以降につきましては、どうしても町内会に入ってからのことになりますので、町内会の方の加入促進の取組のほうで行っていただいているところでございますので、そこについてはこちらのほうではしていただいているというふうに認識しておりますので、把握はこちらではしておりません。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　ですから、入っていない方については新しく家を建てられて転入されればこのチラシが行くわけですけども、なかなかそれじゃあということにならないと思うんです。我々のところは非常に災害が少ないので、向こう三軒両隣という自助・共助・公助がなかなかないわけですけども、もしあった場合には非常に困ってしまうと。そうなると、何かあればもう市役所へというようなことになってしまうんじゃないかな、こんな感じを持っております。

そこで、これから非常に難しい問題ですけども、新しく町内会をつくればその町内会発足に当たっての例えば補助金を出すであるとか、あるいは自主防災組織の補助金もあるわけですから、そういうふうなものをしっかりと知らせて対応していくとか、言い方は悪いんですけど、もう最近ではそうでもしないといいことにならないかなという感じもいたしますけれども、そのあたりの考え方はどうでしょう、予算はもちろん必要です。

○委員長（山田雅徳君）　人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君）　高谷委員の再度の御質問でございます。

予算的なものもあると思いますので、加入促進を受けたところにつきましては市のほうとしても大事なものと考えているところではございますが、すぐに何かできるというわけではございませんので、今後も引き続き協議しながら、地域と協力して話し合いを行いながら加入促進のほうには努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　一つの区にすれば公会堂の所有者の名前が昔の方の名前のままというのもあって、いわゆる地縁団体の法人化、これについてもやっていかなければならないという感じもいたしておりますし、そのあたりの地元に対する説明会も必要ではないかと思いますし、さらに新しく組織をつくってということもなかなか難しいんではないかと思いますが、地域づくり協議会の中でいろんな部があるわけですけども、その部ができない総社小学校区とか常盤小学校区、この地域づくり協議会については従来の各地区ごとに補助金を出したりしてその活用をしていただいておるのが実態ではないかと思うんですが、これからも非常に難しい問題ではあると思いますけども、出前講座等々組織化されてないところについての地元に対する説明会はどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君）　人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君）　高谷委員の再度の御質問でございます。

出前講座など地域に向けての説明会の実施ということでございます。加入促進につきましては、ハンドブックのページの中にもございます未加入世帯の勧誘につきましてどうしたらよろしいですかという質問に対して答えているページもございます。まずは町内会におきましてはそういう取組を参考にして行っていただきますとともに、市のほうにつきましてもできる限り、出前講座ができるかどうかは分かりませんが、加入促進に向けての取組については研究してまいりたいと思って

いるところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　度々すみませんが、非常に今の若い人といいますか、役をしたくないということがあるわけです。会長なり会計なりは、もちろん事務局長も含めてしたくない、だからそういう組織には入らないというのもあると思います。もちろん御承知であると思いますけど、PTAがなくなるというような学校もあるわけです。それはまた変わった組織ができるような感じもありますけども、学校としてもやはりPTAがないとなると、なかなか支援がいただけないこともありますですが、この自治組織についても地元に何かあった場合、あるいは隣近所の問題等々、役がもちろんあるわけですけども、そういうふうなものについての十分な、こういう組織の場合はこういうふうな、このチラシにもありますけども、御説明なりをもっと地元に対して入っていってされたらどうかなということを思います。

ごみと町内会との問題ももちろんそれぞれのところもあるわけですけど、ないところももちろんあります。新しく家を建てた300世帯が全てごみと町内会がイコールだというところももちろんあります。町内会へ入っていないとごみが出せないというようなこともあるわけですけども、我々のところは別個なんで非常に大変問題があつて今困っておるところですけども、町内会をもっともつと行政が対応してほしいという声もあちこちで出ておりますので、そのあたりを含めて今後の取組をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（山田雅徳君）　お答えが必要ですか。

（「あれば」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君）　あれば。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君）　今後も地域とよく話し合いを持ちながら町内会の加入促進に向けた取組のほうについて実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君）　他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君）　すみません、ちょっと教えてください。

市に届出があった自治組織で、地域別に加入している割合というのが今あれば教えていただきたいんですが、なければいわゆる分析という面でそういうことをされているのかどうなのか、まず教えていただきたいんですけど、そういうデータはありますか。

○委員長（山田雅徳君）　人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君）　三宅委員の御質問でございます。

自治組織の加入率につきまして、あくまで参考として資料のほうを示させていただいておりますが、先ほど言いましたようにざっくりとした数字ということでございますと、バックデータのほうはもちろん地域別については把握しております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） また、参考資料でいいので、後日でいいので、地域別に加入している加入率を教えていただけたらありがたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

それと、市のほうとしてそもそも、さっきいろんな課題がありましたけど、地域コミュニティが活性化もしくは加入していないとどういったデメリットがあるかというところが確実にはっきりとしたものを持っていらっしゃるんでしょうか。要はさっき高谷委員も言われたんですけど、PTAの組織が今、僕もPTA会長をやっていて、どんどん下がってきてていると。ただしお金だけ出してPTAの組織を保つという方は結構いらっしゃって、役員はやっぱりやりたくないという、自治会のこの組織のアンケートと全く同じなんです。そういうたが何がコミュニティがなくなっていくと問題になってくるか、行政が影響があるかというところをかっちりとしたものを持っていらっしゃるのか、そこをまず教えていただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 三宅委員の再度の御質問でございます。

町内会の加入率低下によりますデメリットのことでございます。市のほうといたしましては、先ほどもありましたように自治会等は市の施策をする上で基本となる組織でございますので、市が施策をする上でやっぱり町内会が成り立っていないと、この施策についてうまく推進することができないのではないかというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 当然なんんですけど、自治組織はあってもらいたいんですけど、市のほうとしてもあってもらわないと困るということが、どうも地域の人がびんときていらない人も多いので多分加入していないというところが今につながっているんだと思っていて、例えばですけど役員、運営の担い手不足、これはパーセンテージが非常に多いです。役員の高齢化も多いです。例えばもう本当にそんなことができるかどうか分からんんですけど、これ例えばAIがこれからやっていくような時代にならないかとか、例えばテレビか何かでこの間やっていたんですけど、非常に若い方が役員の会長をやっていた、あれはテレビだったか誰かから聞いたのか、高校生だったか何かそのぐらいの方が役員をやっていた地域もあったりとか、今までの在り方自体をもう根本的に変えていかないといけない時代になってきているのかなというところが正直あって、僕も例えば道掃除とか川掃除に家の代表で出るんですけど、うちの地域は1軒1人出てください。いや、そうではなくて、家族で例えば出ましょうとか学校からも積極的に地域の活動に出ていきましょうみたいなこと

がもし仮にできるのであれば、コミュニティの重要性だとかコミュニティの文化を若い頃から経験して、これがコミュニティの活性化とか加入促進につながるかもしれない、今までの在り方をもう根本的に改める時代がやっぱり来ているのかなというところが正直あるんですけど、そういうところの考え方をお持ちというか、これからやってもらいたいなと思うんですけど、どういうふうに思われますか。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 三宅委員の再度の御質問でございます。

町内会の在り方について今後どう思うかというふうな御質問でございます。先ほどおっしゃられましたような例えば地域のイベント、清掃とかに1人ではなくて、もともと1人というのは負担のことを考えて最小限の人数ということだと思うんですけど、やはり家族で出ることで地域はこういうふうにして成り立ってるんだなということで、地域づくりの勉強になるというふうな話は当然もつともなことだと思います。市としてどういったことができるかということにつきましては、ちょっとまだすぐにアイデアはございませんが、また地域との話合いを持ちながら何ができるか検討してまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。さっき言いましたように、A Iはちょっとと言い過ぎというかかなりぶつ飛んだ話かもしれないんですけど、ある企業がP T Aの組織を運営したりとか、そういう地域もありますし、地域によっては地域の企業が町内会に加入したりとかしている地域もあるらしいので、あらゆる面を駆使して、それとさっき言ったように行政が一体どういったところで困つてくるのかというところも含めて再度町内会の在り方の重要性というのは市のほうとしてもきつちりしたものを改めて考えたほうが今後やりやすいかなというふうに思っておりますので、それは当然我々議会のほうも同じように考えないといけない課題だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） お答えがあつたほうがいいですか。なければいいかな。

他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 失礼します。非常に人権・まちづくり課長には答えにくい課題で、大変今回は申し訳ないなという気持ちもあるんですけど、実際委員長からありました地域づくり協議会の中での意見が出ましたですから、今回の調査事項に挙がっているわけなんんですけども、マスクをコロナ禍に入ったときに配りましたよね。あれは地域づくり協議会から自治会にお願いをして配りました。ですけど、自治会未加入者には配る当てがないのでもらえなかつたというお声を私は実際に聞きました。ですけども、そこでその方にお願いをしたのは、把握ができないので、役員をした

がらないとか様々なことで自治会に入ってらっしゃらないんでしょうけども、何かあったときにはやはり自治会組織が大事なので、ぜひとも自治会組織に入ることはお考えくださいねとお願いをしたわけなんですけど。

これを転入のときに配られるっておっしゃいました。ですけど、恐らく書類の中にこれがたくさんあって葬った形で終わってしまう。そうなると、もうこの間も地域づくり協議会との意見交換会でオブザーバーとして参加したときに、その地域では入らない方は、いや私たちだけで私たちで楽しいので結構ですというお考えです。様々なことが煩わしいんだろうな、忙しいのもあるでしょうし。ですけども、こういった形を脅しじゃないんですけど、先ほど自治会に入らないデメリット、いわゆる自主防災組織における名簿とかが助け合いの中で、1軒に何人いらっしゃってどういう方がおられる、高齢者がおるのか赤ちゃんがいるのかとか、そういう自治会に入っていても名簿を出さない方もおられるんです。そうなると自治会の中では、うちの自治会ですけど、じゃあそういう人は放つとけばいいじゃないかと、自分たちがそれを選んだんだからという声もありました。ですけども、また1年たってもう一度お声がけをしたらどうでしようかねということも話合いをしたんです。遅々として前には進んでないわけですけども、これをやはり転入からまた1年たちました、3年ぐらいまで再度自治会の加入されてますか、どうでしようか、もう一度お考えになれませんかみたいなプッシュ型で、データがあるわけですから住民票で、そういったアプローチをしていく必要が私はあるんじゃないかなと。あと、これを転入のときに渡して、あとは自治会任せみたいな形ではなくて。その辺御苦労をおかけするかも分かりませんけど、どうでしようか。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 岡崎副委員長の御質問でございます。

未加入世帯への加入への取組といったことでございます。先ほど言いましたように、転入の際にはチラシの配付をしております。また、町内会におきましても必要であればチラシ、未加入世帯のほうに話合いに行くからということでハンドブックでありますとかチラシのほうについてはお渡ししているところでございます。市のほうとしてどういった取組ができるかというところでございます。先ほど言われましたように、有事の際には町内会というものはやっぱり必要になる組織であると思いますので、市としてもどういった取組が有効的であるのかという話についてはそれぞれの地域と話をしながら今後研究してまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） ぜひとも同じものではなくて、1年目、2年目とか年数がたったときに、私はプレッシャーを与えるような、自主防災組織の加入で入ればこういうことがされますよと、入ってなかつたら何もお助けがなかなか有事なのでできませんよみたいなことちょっと必要ではないかなと思います。

意見交換会であった人口を増やすんだと言いながら、その受皿のフォローはほとんどなかなかで

きてないということなので、実際に7万人行ったとします、もう四、五百人かも分かりませんけど。でも、自治会に対するフォローというか、条例をつくるのも地縁法人で厳しいですし、足かせもできませんし、だから今いる人たちに対するアプローチというか現状も保持していくのも大事かなと。

ですから、自治会任せというか地域づくり自由枠交付金をどんどんやっていって、地域づくり協議会から各自治会にそれを分配するみたいな形で賄つとると思うんですけど、今回地域づくり自由枠交付金は増額されているはずですから、大いにそれを活用しながら、やっぱり今いる役員たちに対するバックアップというのを今よりも手厚くすれば、今いる方たちの不平不満も少しは収まってくれんではないかなと思います。そうなるとマンパワーが市役所から必要かなという形になってくるかも分かりませんし、その辺は様々なことをお考えいただいて。

やっぱり今いる方たちの、入ってない方たちは基本的に今ある生活で満足しているんです、基本的に。煩わしいことは面倒くさいから。だけど、中心市街地は人口が増えるわ、戸建てが入らないわ、子ども会は崩壊するわみたいな形で、本当に人間関係が希薄になっているという感じがしたので、今頑張っている方たちを応援する形を考えて、こういう形をなかなか抽象的な表現で大変申し訳ないんですけども、ぜひともお願いをしたいなと。我々はその意見を聞いたわけなので、これは何とかしてなかなか個別案件で懇意にしづらくて、提案をしづらくて、解決策もなかなかこれぞというのがすぐ決められないような内容ですけど、でもやっぱり動いていかないと、とは思いますので、すみません、取り留めのない話ですけども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山田雅徳君） 答えなしで。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

この際、説明員の入れ替わりのためしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の（1）、空き家対策について当局の報告を願います。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 報告事項（1）空き家対策、資料2のそうじや空き家対策パッケ

ージにつきまして御説明申し上げます。

空き家対策については市が取り組むべき喫緊の課題と捉まえており、危険な空き家の除却を進めるとともに、除却した空き家の跡地も含めた空き家等の利活用を図ることで人口増にもつなげていくことを目指しております。こうした中、議会のほうでも活発な御意見、御議論をいただいたおかげもあり、昨年度は本市初の特定空家の認定を行う、あるいは令和6年度当初予算で新たな空き家施策を盛り込むなど、着実に空き家対策が進んできたと認識をいたしているところでございます。

さて、このように施策の基盤を整えてきたところではございますが、本年度はその運用を図っていくことが重要なフェーズに入ってまいります。運用に当たっては過去から継続している空き家施策も含めていかに効果的に発信をして周知啓発、そして展開をしていく、このことが鍵になると考えております。

そこで、今回は委員皆様のお手元にお配りしている資料2のとおり、②の空き家付宅地再生バンクや③の空き家等利活用移住・定住地域交付金、④空き家利活用所有者応援金、⑦の固定資産税等の減免といった赤色でNew！と書いている今年度から新たに運用している四つの取組に加えて、現在もう既に総社市でやっている11の施策もプラスした施策集、空き家に対する15の支援メニューと題して取りまとめをしたところでございます。空き家対策の要点を見やすくまとめたものであり、このチラシを効果的に発信していくことで空き家の改修や利活用に关心を持っていただき、これらの制度を使っていただくことを期待するものでございます。

それでは、今年度どうこの空き家パッケージを周知啓発、展開していくのか、現在の状況等も含めて御説明いたします。

パッケージの周知等につきましては、今日すみません、急にお配りしている補足資料を御覧ください。

1から5をこれからやっていこうと考えております。

まず1、地域の自治組織。

○委員長（山田雅徳君） ちょっとお待ちください。今日追加で出た、それです。

○人口増推進室長（目黒由基君）（続） 1番から5番をこれからやっていこうと考えております。まず1番目、「地域の自治組織等との連携により空き家等に対する住民意識を高める」取組をやっていこうと思っています。空き家マップの作成支援や出前講座などを活用してパッケージの周知をしていく。また、二つ目のポツですが、川西地区、昭和地区、池田地区など特に人口減少が進んでいるエリアでの空き家セミナーや空き家相談会を夏頃に実施する。パッケージの周知もしながら空き家バンクの登録などを促す。そして、三つ目、パッケージのチラシなどを地域へ回覧、あるいは地域の公共施設等へ配布して浸透させるなどをやっていこうと考えております。

次に、2、「空き家所有者および不動産会社に向けた周知」であります。空き家の利活用を進めていく上で建物所有者や不動産会社に向けた周知は欠かせません。空き家の所有者については総社市以外に居住している場合も少なくないことから、他自治体に居住する所有者へ周知をこれから工

夫してやっていこうと考えております。また、住まいの岡山を通じて岡山県宅地建物取引業協会へ周知を図ってまいります。岡山県宅地建物取引業協会への周知につきましては、5月2日に会員1,030社に対して一斉メール送信をやらせていただき、加えて先般4月26日に開催された備中支部の総会におきましても36社に対し周知を行ったところであります。

続いて、3番目、「報道発表とメディア戦略」でございます。様々な媒体を活用した情報発信ということで、まず広報そうじや6月号で空き家の特集を掲載してまいります。そして、多くのメディアに取り上げていただくよう空き家パッケージの報道発表をやっていきます。そのほか地元メディアと連携してパッケージについての記事や特集を組んでもらうことも想定をしております。

次の4番目ですが、「成果や効果の共有」でございます。パッケージを活用して空き家を解消した事例の広報につきましても積極的にやっていきたいと考えております。今年度運用開始を始めた宅地再生バンク、固定資産税の減免などについては、既に申込手続が進んでいる空き家物件も出てきており、これに加えて空き家等利活用移住・定住地域交付金などの成果なども市民の皆様とも共有していきたいと思っております。

最後に、「空き家等活用促進区域の設定により空き家利活用の障壁を取り除く」であります。今年度空き家等活用促進区域の設定等の素案づくりをやっていきますが、空き家パッケージを周知、連動させながら、市街化調整区域では現在空き家の利活用方法が限られているところではございますが、市街化調整区域内でも賃貸等が可能になるスキームをつくり出し、地域の空き家利活用のサポート策を提案していきたいと思います。

以上、1から5番目、これらのアプローチを組み合わせて空き家対策を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても空き家パッケージを積極的に周知していただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。一つ確認なんんですけど、空き家をそのまま放置していくデメリットというのがあまり、例えば長い間持っていると相続の問題があつたりとか、解体費の問題があつたりとか、そのあたりがお金かかったりとか、そのイメージがつかない人も結構いるからそのままにしているケースもあつたりするのかなと思うんですけど、そういうそのままに放置していくデメリットというところも周知を一生懸命していかれますか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。空き家利活用の問題点というか、空き家で放っておくと改正空家法でも特定空家、それから新たに加わった管理不全空き家等危険空き家に該当していきますと、勧告という制度が今回新たに設けられて、固定資産税が上がるであると

か、そういうことも想定されるところでございます。近所迷惑空き家になっている物件の多くは、屋根瓦が飛びそうであるとか、あるいは庭木の樹木が公衆用道路へ出ているであるとか、そういうところでございます。そこは今地域の人が役員会などで話ををしていただいて、我々はワンストップで受け止めて所有者に対して改善してほしいということをやっていっているということでございます。

デメリットというと、今言った固定資産税が上がるとか、本人にとっては勧告を受ければ固定資産税が上がるということにならないように今回新たな4施策をそろえたところでありますので、これを地域に出向いて宣伝していくということをやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。これから空き家になる予備群みたいなものをいかに減らしていくかというかなり重要なところだと思って、それが先ほど説明した1番の人口減少地域での空き家のセミナーであるとかこの相談会なんかで、恐らくまだ今住んでいるけれどもゆくゆく、言いくらいの話、ここのお宅は空き家になって地域にいろんな問題を残すので、御生前の間にいろいろと考えてくださいねということを伝えていくというのがかなり重要なことなので、それがこの空き家セミナーであるとか相談会だというふうに認識をしましたので、そこも力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。地域へ出向くときには、今三宅委員おっしゃられた発生予防、それから管理、利活用、それから最終的には今言ったような特定空家の勧告であるとか、そういうことに制度が変わってきておりますので、その辺もよく話をして、地域が空き家ばかりになるとこれは問題になりますので、そうならないためにも、しっかりと話し合いをして解決していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 空き家対策パッケージというのが大体戸建ての空き家を想定していると。これが総務生活委員会と産業建設委員会の所管が変わると思うんですけども、今農家住宅の空き家が出てきているんです。その部分は、こっちの総務生活委員会の管轄以外でも教えていただけることができますか。要するに、今まで僕も勉強不足で農家のほうを空き家対策としてそこへ移住してこられる方が、農地も一緒にということを、今変わってるかどうか分かんないんですけども、そういう農家住宅に対してのこういったええですよというようなことがありますか。僕が聞いてる範囲では、そこへ住んでいただいて田んぼをしてないと駄目ですよとか、そういう条件付が、これは所

管外だと思うんですけど、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（山田雅徳君） すみません、所管の範囲内でお答えができるものに関してお答えいただきたいと思います。所管外のものについては、もう所管外でありますので、産業建設委員会で議論ができればと思っております。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） すみません、私も不勉強で、農地法の絡みだと思うんですけれども、少し分からぬ部分もありますが、農業をしたいから移住してきたいとかということで空き家を求められたりするケースもあります。農地付空き家が欲しいとか様々でございまして、その辺はよく話を聞いて農業委員へつなげてあげたり、農林課につなげたり、そういうことをしてやっていっているわけですけれども、農家住宅は今でも市街化調整区域内では建てられるということでございます。50戸連たんの厳格化によって一般住宅はちょっと難しくなったというところでございまして、農業がしたいという方に対しては、我々よく聞いて農林課につなげる、あるいは地域の農業委員、流動化推進委員につなげながら農家住宅の空き家に農家が入ってくるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森健一君） すみません、所管外の質問で。ありがとうございます。これも参考に、僕も産業建設委員会のほうにもなかなか質問とかはできないんで、出ていろいろ聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君） この所管外の問題についてなんですけども、農地付の住宅、これまた人口増にもつながることでもありますので、産業建設委員会だけでなく、これは総務生活委員会と産業建設委員会で今後連携してできればと思っておりますので、またその場を持ちたいというふうに思います。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようありますので、私から。

今カラーの資料も頂きました。このカラーの15項目まであるものについては、今後チラシを発信していくということでありました。今後このチラシをどのように具体的にどういう場、どういう人に対して発信をしていくのかというのをお尋ねいたします。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） どういう人にどういう場面でということでございますけれども、まずは空き家所有者に対してこれは目配せをして、しっかりとそこへ発信していかないとなかなか難しいと思ってますので、そこは所有者に対して届けられるように発信をしていく。それから、空き家問題は地域に出向いていくと、これは地域でも重要な課題と捉まえておられるので、地域の

空き家対策の意識が後退しないように地域に対してもアプローチしていく。それから、岡山県宅地建物取引業協会なんかも有効な制度をつくらせていただきましたんで、そこをしっかりと宣伝していくということを今年度やっていきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。続けます。

報告事項なので報告事項の範囲でお尋ねしたいと思っておりますけども、先ほど補足資料の説明の中で宅地再生バンク、既に進んでいるところもあると、その紹介もしていきたいということを少し触れていただいております。具体的にどういった形で今何か進んでいるのかという御紹介いただけるものがあれば御紹介いただきたいと思います。なければないで結構です。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 今、宅地再生バンクについては久米地区でランクCの物件でございますけれども、これはもう既に先月末にホームページのほうに掲載をさせていただいて、備中支部のほうへもメールをさせていただいたりしております。固定資産税の減免については西阿曽地区でこれもCランクの物件について、先ほど宅地再生バンクの久米地区Cランクと申しました物件については、固定資産税の減免を併用しながら宅地再生バンクへ登録するみたいなことを早速に利用していただいているところであって、それから所有者応援金につきましても種井地区のBランクなど、売買契約しそうな物件も出てまいっておりますので、こういうところを所有者が出でいただけるかどうか分かりませんけれども、物件だけでも例えば取らせていただいて、こういう物件が除外になって新しい、例えば新築住宅が建ったとか、あるいは空き家等利活用移住・定住地域交付金が地域、自治組織に対して支払われたとか、そういうところをできたら発信していきたいなど考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） この15のパッケージ、6月号の広報紙ということではありますけれども、1回だけにされるのか、先ほど話がありましたように町内会等々へも配布され、多くの方に見ていただくということになると、ほかの報道関係も考えられるんではないかと思います。せっかく1,600幾ら、1,700戸余りの空き家があるわけですから、そのあたりもこれからどんどんどんどん広げていかないと対応ができないんではないかと、こう思います。

少し補助金出ますよということになると、そのあたりを広報そうじや6月号の原稿はもう出しておられると思いますけれども、何か目につくようなPRの方法が必要ではないかと思いますが、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。補助金の制度の説明もありますが、地

域が地域ぐるみでやっているという空き家対策の取組にフォーカスしてなるべく発信していきたいなど考えております。

それから、危険空き家になると認定、勧告ということもございますから、その辺をセットにして空き家の利活用を老朽化する前に対応していただけたらというメッセージも込めて広報紙に掲載していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　広報紙もさることながら、山陽新聞あるいは毎日新聞、朝日新聞、読売新聞はなかなか取り上げてもらえないかも分かりませんが、山手地区もケーブルテレビが入ったようですし、ケーブルテレビの加入戸数もだんだんと増えてきておるようですから、少しニュースをケーブルテレビへ出すとすればもう少し周知徹底が図られるんではないかと思いますので、そのあたりのPR方法も工夫しながらやっていただきたい、このように思います。

例えばこの前も水内地区に行ったわけですけれども、あれだけの戸数の中で70軒も80軒も空き家があるわけです。そうするとそれを本当に活用しながら人口増もしていかなければならぬ、こんな感じも持っておりますので、工夫をしながらPRに努めていただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひします。ありましたら何か。

○委員長（山田雅徳君）　何かございましたら。

人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君）　ありがとうございます。地元の新聞あるいはメディアなんかも想定に入れながら、今後強力に空き家対策をやっていきたいと考えております。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君）　これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩　午前11時5分

再開　午前11時14分

○委員長（山田雅徳君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

では次に、報告事項の（2）、地域公共交通について当局の報告を願います。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君）　それでは、報告事項（2）、地域公共交通につきまして御説明いたします。

資料3を御覧ください。

まず、市内の公共交通でございますが、現在総社市内には鉄道はＪＲ伯備線及びＪＲ桃太郎線、井原鉄道井原線の3路線、路線バスは総社駅と新本間を運行する総社新本線、総社市と吉備中央町間を結ぶ広域路線である総社南高北総社駅妙仙寺宮前線、岡山市と高梁市間を結び総社市も経路となっている広域路線、地頭岡山線、雪舟くん倉敷中央病院往復便の4路線、タクシーは4社、そして乗合型デマンド交通雪舟くんが運行している状況でございます。

雪舟くんは市内全域で運行されており、総社市には地理的な交通空白地という概念はございませんが、日時等によりましては雪舟くんでの対応をいたしかねるなどの状況もございます。機会を捉え改善に向けた方策を講じておりますが、利便性の向上に向け今後も引き続き交通事業者との共存共栄を図りつつ、利用者の目線に立った運行を行ってまいります。

その下を御覧いただきまして、新たな交通対策でございます。人口減少社会の中で高齢化の進展に伴う移動困難者が今後増加することが想定されている中、移動手段の確保が一つの課題となっております。また、2024年問題によりまして本年4月からトラックやバスの運転手の労働時間が制限されたことで全国的にもドライバー不足などによる減便や運行時間の短縮が想定されており、今後地域公共交通を取り巻く状況はより厳しくなると考えられます。

これらを踏まえた上で、地域公共交通による持続可能な移動手段の確保を図るため、雪舟くんを軸に置きながら既存の地域公共交通の利便性の向上を図りつつ、新たな交通対策としてライドシェアの可能性の検討を考えております。ライドシェアによりまして既存の地域公共交通を補完するなど、市民の方などにとってより利便性の高まる移動環境の構築を検討できればと考えております。

その下を御覧いただきまして、先ほどライドシェアという言葉が出ましたが、「ライドシェアとは」でございます。現在、ライドシェアにつきましてはこれといった定義はございませんが、一般的には一般ドライバーを活用した有償で乗客を運ぶ運送サービスがライドシェアと呼ばれております。ライドシェアの代表的なものといたしましては、自家用車活用事業と自家用有償旅客運送制度の二つのタイプがございまして、それぞれの説明をさせていただきます。

まずは、自家用車活用事業でございますが、これは道路運送法第78条第3号に基づいて創設され、本年4月に解禁となった制度でございます。これは、いわゆる日本版ライドシェアと言われるもので、タクシー事業者が運送主体となり、タクシーが不足する地域、時期、時間帯においてタクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送となります。ニュース等でライドシェアが都内等で本年4月から始まったと報じられているのは、この自家用車活用事業のことになります。

続きまして、自家用有償旅客運送制度でございますが、これは道路運送法第78条第2号に基づくものでございまして、市町村やNPO法人等が運送主体となり、バス事業やタクシー事業により、輸送手段を確保することが困難な場合に自家用車を活用して提供する有償の旅客運送でございまして、公共交通事業のサービスの提供が困難な地域において地域住民の交通手段を確保する交通空白地有償運送及び1人ではバスやタクシー等の公共交通を利用する事が困難な身体障がい者などが

外出、移動するための手段を確保する福祉有償運送のみが認められています。

先述いたしました交通空白地有償運送の交通空白地でございますが、昨年12月の国土交通省の通達によりまして、交通サービスが限られる時間帯が生じる場合、いわゆる時間帯空白の交通空白地として認められることとなったことなどから導入を検討する自治体が広がっている状況でございまして、例えば石川県の小松市など既に導入されている自治体もございます。

総社市といたしましては、既存の地域公共交通の補完、交通事業者との共存共栄を前提といたしまして、これからライドシェアの可能性を検討していくという段階でございますので、現時点においてはどういう方法でどのようにしていくのかという詳細につきましてはまだお伝えできるものはございません。本日は今後検討を進めていきますということの御報告とさせていただくためお時間をいただいた次第でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、分かりました。1点だけ教えてください。

この検討を進めていくそのタイムスケジュールみたいなものをどの程度考えておけばいいのか、そこが分かれば教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

可能でございましたら、補正予算を計上させていただきまして、今年度中には少なくともライドシェア、もし検討してライドシェアが走るということになれば走らせていただきたいというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） だんだんと新しい方法も取り組んでいかなければならぬと、こういう時代ではないかと思いますけども、まず雪舟くんですけれども、よく市長が目標とされておったのが毎日250人の乗車人数をということだったと思いますけども、大体170、180人ぐらいではないかと思います。コロナが流行してなかなか外に出歩く人も少なくなったんではないかということも思いますけれども、まずこれの250人に近くなるような、そういう方法はどのように取り組まれておられますか、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 高谷委員の御質問にお答えいたします。

まず、予算的なものといたしまして、令和6年度の予算でございます。応援車両でございます

が、雪舟くんが運行できない場合に応援車両を使って利用者の方を運ぶという応援車両なんですが、令和5年度当初は約550万円の予算を計上しておりました。これが令和6年度が約1,100万円の予算計上をしておりますので、より利用者の利便の向上性を図っておりますので、そういう形で利用者を増やしていく形を取らせていただいております。

それと、令和5年度に雪舟くんのシステムの改修をいたしました。今現在は電話での予約が基本になっておりますが、メールあるいはアプリ、デジタル等の予約の対応も可能という形で実装しておりますので、実際そういう形で予約を取るか取らないかというのはまだ検討段階でございますが、そういう形で対応できるような形にはしております。そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　乗車人員はどうでしょう。もっともっと増やす、そうすると300円ですけれども頂けるということになるわけすけども、そのあたりどうでしょう。

○委員長（山田雅徳君）　交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君）　高谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど高谷委員からも言われましたとおり、雪舟くんの利用者、総社市総合計画上では令和7年度の目標値が250人となっておりますので、できるだけその数字に近づくようにいろんな方策を取って利用人数を上げるように考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　利用者の多くが昭和地区、池田地区、阿曽地区ではなかろうかと思います。商店街の方が少ないということもちろんあるわけですけども、そのあたりの皆さん方の利用者の意見、時間的な問題あるいは予定した時間で電話を入れてもなかなかそこの時間では取れないということがあつたりするわけですけども、そのあたり利用者の方々のアンケート、あるいは利用料金もこの間ある方が私におっしゃったのが300円は高いと、岡山市は100円で行つるじゃねえかというようなこともあったわけすけど、そういうふうな料金の問題についてもどのような御検討をされているんでしょう。

○委員長（山田雅徳君）　交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君）　高谷委員の再度の質問にお答えいたします。

料金につきましては現行の基本的には300円というところで、逆に料金の値上げ等も検討したところでございます。ただ、皆様御存じのとおり福祉的な車両の考え方もございますので、300円というところで考えております。他市の状況を見ましても、岡山は100円という安い部分もございますが、100円あるいは割引によっては200円、あるいは無料で乗車できる今の状況でございますので、高谷委員の御意見のとおりもう一度再度検討はさせていただければと思いますが、基本的には300円というところで運行を続けていくうというふうには現段階では考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） それからもう一点、一応タクシー業者が4社ということですが、そのあたりとの協議の中で利用の日時、時間的なこと等々のお話合いはどういう状況でしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 高谷委員の再度の御質問にお答えします。

交通事業者等につきましてはヒアリング等を行っております。やはり共存共栄というのが前提でございますので、今の現段階のものを例えれば土日を運行するであるとか、夕方、早朝運行するということであれば非常に厳しいという御意見をお伺いしておりますので、やはりそこは交通事業者との話合いの中で変えられるところは変えていくんですが、今のところはちょっと厳しいという御意見が多い状況でございます。

以上でございます。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） なければ、私から1点お伺いします。

先ほど報告の中でバス、タクシー事業者の2024年問題について触れていらっしゃいました。情報があればお聞かせいただきたいんですけども、この資料の中に市の路線バスであるとかタクシー業者、ここに書いていただいてます。具体的にこの2024年問題に関して市内の公共交通、何か影響があるのか、事業者さんとの何か情報というのをつかまれていらっしゃいますか。

交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊康広君） 山田委員長の御質問にお答えいたします。

ヒアリングをしている中では、やはり2024問題につきまして企業努力でドライバーを増やそうとしているというお声は聞いております。ドライバー不足というよりも、逆にそういった形で企業努力でドライバーを増やしていくというお言葉を聞いております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳